

## 情報通信審議会 有線放送部会（第22回）議事録

### 第1 開催日時及び場所

平成19年9月26日(火) 16時15分～18時10分  
於、1002会議室

### 第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子、根岸 哲  
（以上4名）

### 第3 出席した関係職員

#### (1) 情報通信政策局

河内 正孝（審議官）、藤島 昇（地域放送課長）、  
野崎 雅稔（地域放送課技術企画官）、吉田 博史（地上放送課長）、

#### (2) 中国総合通信局

吉本 孝司（放送部長）

#### (3) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

### 第4 議題（非公開にて審議）

#### 諮問事項

諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問  
第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第11  
88号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

## 開 会

○根元部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会有線放送部会の第22回でございますが、開催をいたします。本日は、委員5名中4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、本日の会議は情報通信審議会議事規則第9号第1項第2号（有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議）の規定によりまして、非公開にて会議を行います。

## 議 題

諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第1188号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題は8月31日に諮問を受けております、諮問事項第1180号から1190号の、いわゆる「中国地域の裁定案件」についてでございます。

はじめに「テレビせとうち株式会社からの追加意見書」、「三原テレビ放送株式会社及び尾道ケーブルテレビ株式会社からの補正申請書」、並びに「再送信同意の期限更新に係る事業者への事業者への確認結果」について、総務省から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤島地域放送課長　それでは、まず資料22-1に沿ってご説明をさせていただきます。この資料は有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定に基づきまして、平成19年8月29日付でテレビせとうち株式会社から提出された追加意見書でございます。追加意見の内容はテレビせとうちが有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由を追加するというものですけれども、大きく分けて2通りでございまして、事務局のほうで概要ペーパーをつくらせていただきました。1枚めくった1ページでございますが、これに基づきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、尾道ケーブルテレビ株式会社を除く有線テレビジョン放送事業者8社に対する

追加意見でございます。平成19年8月9日、広島県尾道・三原地区に免許された株式会社テレビ新広島のデジタル放送23チャンネルにより、当該地区においてテレビせとうち株式会社、以下「TSC」と略称いたします、のアナログ放送23チャンネルとの混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できない状況となっている。

本障害は、国の周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外波によるものであり、一般視聴者からの受信障害報告を受けても、視聴者保護の対象とはされていないため、同一地区の申請者によるTSCのアナログ放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られない、という意見でございます。

続きまして尾道ケーブルテレビ株式会社への追加意見につきましては、平成19年8月9日から広島県三原中継局より株式会社テレビ新広島のデジタル放送23チャンネルが開始され、このころより広島県尾道市でTSCが金甲山から送信しているアナログ放送23チャンネルを受信している視聴者から、受信障害の報告がTSCに入り始め、8月24日には申請者の加入者からTSCの放送がきれいに見られなくなったとの苦情が寄せられた。以上から、当該地区で同一チャンネルによるデジタル波とアナログ波の混信の発生が明らかであり、申請者の受信点でもTSCの放送受信ができない状況である。

この状況は、放送サービスの品質が適正でないことをあらわし、同意しないことの正当な理由（第104回国会、衆議院通信委員会における5基準）に当たると考える。以上から申請者に再送信を認めることには問題がある。

本障害は、国の周波数変更対策上、広島県外波によるものであり、視聴者保護の対象外となっている。こうした方針を一般受信者に説明している一方で、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られるであろうか。以上からも再送信を認めることには問題がある、という意見でございます。22-1の説明は以上でございます。

続きまして、資料22-2、裁定申請者からの補正申請書についてご説明をさせていただきます。本資料は三原テレビ放送株式会社、及び尾道ケーブルテレビ株式会社から、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき、平成19年5月30日付で提出されました裁定申請書につきましては、平成19年9月12日付で補正申請書が提出されたものでございます。概要についてご説明をさせていただきます。

1枚めくった1ページでございます。まずはじめに三原テレビ放送株式会社の補正申請の概要でございますが、再送信しようとするテレビジョン放送、またはテレビジョン

多重放送につきまして、「テレビせとうち株式会社、岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く）」から「テレビせとうち株式会社、西讃岐標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く）」に変更するものでございます。

変更の理由といたしましては裁定申請書には、当初区域外発局であるテレビせとうち株式会社の受信局を岡山標準テレビジョン放送局（23チャンネル）としておりましたが、平成19年8月10日から三原局で地上デジタル放送電波が発射された際、同一チャンネルとして株式会社テレビ新広島の23チャンネルがあり、デジタル・アナログ同一チャンネルの混信による画質劣化が認められたため、受信点を三原市中之町3713番地から、三原市宮沖5丁目8番15号に変更し、西讃岐局46チャンネルを受信局とすることとしたものでございます。

次に1枚おめくりいただきまして、尾道ケーブルテレビ株式会社からの補正申請の内容でございます。こちらにつきましては受信点の場所を変更するとしたものでございます。また受信点の場所が変更されたことにより、電界強度や画質評価につきましても変動がございましたので、これらに対する添付資料につきましても変更となっております。

変更の理由といたしましては区域外局であるテレビせとうち株式会社の受信点を尾道市西御所町14-15としておりましたが、平成19年8月10日から三原局で地上デジタル放送電波が発射された際、同一チャンネル、株式会社テレビ新広島23チャンネルがあり、デジタル・アナログ同一チャンネル混信による画質劣化が認められたため、受信点を尾道市山波町106-2番地に変更したものでございます。

今回の補正申請を受けまして、今後、有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、テレビせとうち株式会社に意見書を提出する機会を与えることといたします。資料22-2につきましては以上でございます。

次に資料22-3、中国地方の裁定申請に関する裁定申請者及び申請に係る放送事業者に対する再送信の期限更新に関する確認結果についてご説明をさせていただきます。本資料は中国地方の裁定に関する再送信の期限更新について、裁定申請者及び申請に係る放送事業者を確認した結果を取りまとめたものでございます。資料は事業者ごとに1シートとしております。以下、順に説明をさせていただきます。

まずはじめに、上から3枚目、1ページ、非常に字が細かくて恐縮でございますけれども、日本海ケーブルテレビにつきましてご説明をさせていただきます。本件は平成7年4月1日から平成8年3月31日の再送信同意に基づきサービスを開始し、2回更新

がされた後、平成10年3月31日に期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることとなっております。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前に更新手続を行い、以降、毎年申込書を郵送しています。

放送事業者の対応につきましては、同意申し込みの都度、電話で同意しない旨を連絡しています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブルテレビ事業者、及び放送事業者ともに再送信していることを認識しています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、同意していない以上、ケーブルテレビ事業者みずからの判断で停止すると思っていたことから、停止を求めなかったものだという回答になっております。

次に、続きまして2ページ目、株式会社鳥取テレトピアとテレビせとうち株式会社についてでございます。本件は平成12年7月1日から平成13年6月30日の再送信同意に基づきサービスを開始し、期限が切れたものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることと記載されています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成13年6月29日付で更新手続を行い、同意書はもらえていないが、以降毎年申込書を郵送しています。

放送事業者の対応につきましては、平成13年8月に電話で同意しない旨の連絡をし、以後、申請のたびに電話で連絡をしています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましてはケーブルテレビ事業者、及び放送事業

者ともに再送信していることを認識しています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、同意していない以上、ケーブルテレビ事業者みずからの判断で停止すると思っていたため、停止を求めなかったものです。なお、ケーブル事業者は、平成13年8月の電話連絡の際に、同意書は交付しないが現行の放送について看過する旨の連絡が社内の文書にメモとして残っているとしております。

引き続きまして3ページ、株式会社中海テレビ放送とテレビせとうち株式会社についてでございます。本件は平成7年4月1日から平成8年3月31日の再送信同意に基づきサービスを開始し、期限切れとなったものでございます。

まず再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることとされています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限後の平成9年12月25日に更新手続を行い、同意書はもらえていないが、以降毎年申込書を郵送しています。なお、同意期限後の申し込みとなったのは事務手続のミスとしています。

放送事業者の対応につきましては、平成9年12月25日に面談で同意しない旨を伝えています。なお、以降も申請の都度、電話で連絡をしています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限後の再送信の認識につきましてはケーブル、及び放送事業者ともに再送信していることを認識しています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、同意していない以上、ケーブルテレビ事業者みずからの判断で停止すると思っていたことから、停止を求めなかったものです。なお、ケーブル事業者は、平成9年12月、または平成10年1月ごろに、同意はしないが従来どおりの取り扱いでよいという趣旨の回答があったとしております。

次に、4ページの鳥取中央有線放送株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。鳥取中央有線放送株式会社は平成19年4月1日付で株式会社ケーブルビジョン東ほうきと、東伯地区有線放送株式会社が合併したものです。それぞれ平成9年4

月1日から平成10年3月31日、及び平成10年12月1日から平成11年11月30日までの再送信同意に基づいてサービスを開始し、期限切れとなっているものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

更新の申し込みにつきましては、前者は同意期限前の平成10年3月5日、後者は期限切れ後の平成12年1月5日に更新手続を行い、同意書はもらえていないが、以降毎年申込書を郵送しています。

放送事業者の対応につきましては、平成10年3月、平成12年1月にそれぞれの者に対し電話で同意しない旨の連絡をし、以降、申請の都度、電話で連絡をしています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブル、及び放送事業者ともに再送信していることを認識しています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、同意していない以上、ケーブルテレビ事業者みずからの判断で停止すると思ったことから、停止を求めなかったものです、となっております。

次に、5ページでございます。続きまして山陰ケーブルビジョン株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。本件は平成7年10月1日から平成8年9月30日の再送信同意に基づきサービスを開始し、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ後のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることとされています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限後の平成10年ころに、当時の担当の日野副社長が申し込みを行ったとしていますが、詳細は不明です。以後は平成18年3月17日再送信申込書を送付したが返送されたとしています。

放送事業者の対応につきましては、同意期限後の平成9年12月25日に面談で同意

しない旨を伝えたとしています。なお、平成19年3月5日に面談し、区域外は同意しないことを説明したとしています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違しております。その要因としましてケーブルテレビ事業者は当時、再送信は同意しないが、放送を止めるとは言わないと言われたとしているのに対し、放送事業者側は期限切れ以降、申込書の提出はないと判断している点が挙げられます。なお、平成9年12月当時の記録は、双方ともございません。

放送事業者が放送停止を求めなかったのは、再送信していることを認識していなかったためというふうにしております。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。出雲ケーブルビジョン株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。本件は平成9年7月1日から平成10年6月30日の再送信同意に基づきサービスを開始し、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることとされています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限後の平成13年7月19日に更新手続を行い、同意書はもらえていないが、以降毎年申込書を郵送していたとしています。なお、同意期限後の申込みとなったのは事務手続のミスとしています。

放送事業者の対応につきましては、同意期限後の平成13年8月に電話で同意できない旨、伝えたとしています。以降たびたび、更新申請に対し電話で伝えたとしています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブル及び放送事業者ともに再送信していることを認識しています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、同意していない以上、ケーブルテレビ事業者みずからの判断で停止すると思っていたことから、停止を求めなか



ったとしています。なお、ケーブルテレビ事業者は、平成18年12月28日の協議に際し、同意はしないが、止めろとは言わないとの趣旨の発言があったとして、協議記録も一応あるとしております。

次に、7ページでございます。三原テレビ放送株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。本件は平成6年11月1日から平成7年10月31日の再送信同意に基づきサービスを開始し、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることとされています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限後の平成10年ごろに口頭で更新を伝えたとしています。以後は平成18年12月5日に面談して、口頭で申し込みをしたとしています。なお、同意期限後の申し込みとなったのは、事務手続のミスとしています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は平成10年の口頭による更新申し込みは確認できないとしています。なお、平成18年12月5日の面談では区域外については同意していないことを説明しています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましてはケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違しております。相違の要因は、ケーブルテレビ事業者は、同意はしないが放送を止めるのも現実的には難しいだろうと言われたとし、放送事業者は期限切れ以降、申込書の提出がなしとしての判断から、相違としております。なお、ケーブル事業者の記録はなく、放送事業者は確認できないと答えております。

放送事業者が放送停止を求めなかったのは、再送信していることを認識していなかったためとしております。

次は8ページでございます。株式会社東広島ケーブルメディアとテレビせとうち株式会社についてでございます。本件は平成9年10月1日から平成10年9月30日の再送信同意に基づきサービスを開始し、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることとされています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成10年9月10日に更新手続きをしています。以後は平成18年12月5日に面談して、口頭で申し込んでいます。

放送事業者の対応につきましては、同意期限前の平成10年9月の申し込みに対し、電話で同意できない旨を伝えています。なお、平成18年12月5日の面談では、区域外については同意していないことを説明しています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましてはケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違しております。相違の要因は、ケーブルテレビ事業者は、同意はしないが放送を止めるのは難しいだろうというようなやり取りがあったとし、放送事業者のほうは期限切れ以降、申込書の提出がなしとしての判断から相違としています。なお、ケーブル事業者の記録はございません。

放送事業者が放送停止を求めなかったのは、再送信していることを認識していなかったためとしております。

続きまして9ページ、尾道ケーブルテレビ株式会社とテレビせとうち株式会社についてでございます。本件は平成7年4月1日から平成8年3月31日の再送信同意に基づきサービスを開始し、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はなく、有効期間の更新を希望する場合は事前に改めて同意を得ることとされています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限後の平成10年10月ごろに口頭で更新申し込みをしていたとしています。電話記録はないが10月に広島県内局の同意期限が切れることからあわせて確認した際と記憶しているとしています。以後は平成18年12月5日面談して、口頭申し込みをしたとしています。なお、同意期限後の申し込みとなったのは事務手続のミスとしています。

放送事業者の対応につきましては、平成10年10月ごろの口頭による更新申し込みは確認できないとしています。なお、平成18年12月5日の面談では、区域外につい

ては同意していないことを説明したとしています。

申込書の条件等につきましては、同意の期限は1年以内で、更新を拒否する手続等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましてはケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違しております。相違の要因は、ケーブルテレビ事業者は、同意はできないが再送信を直ちに停止せよとは言わないというようなやり取りがあったとし、放送事業者は期限切れ以降、申込書の提出がないとしての判断からだ、相違をしております。なお、ケーブル事業者は記録を持っておらず、放送事業者は確認できないとしております。

放送事業者が放送停止を求めなかったのは、再送信をしていることを認識していなかったためとしております。

次に、10ページでございます。Kビジョン株式会社と株式会社広島ホームテレビについてでございます。本件は平成15年11月1日から平成16年10月31日の再送信同意に基づきサービスを継続していたが、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はありませんでした。なお、有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合、事前に改めて申し込みを行うことと記載されております。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成16年10月6日付で更新申込書を提出しています。翌年も10月に申込書を郵送しています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は地元局の了解をもらってほしいと、平成16年10月及び平成17年10月に検討しているとしています。

申込書の条件等につきましては、更新拒否等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましてはケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違しております。相違の要因は、ケーブルテレビ事業者は放送チャンネル表を添付した再送信同意申込書を郵送したことを理由とし、放送事業者は期限切れ以降、調査等をしていないことを理由としております。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、放送事業者側が再送信を停止していると認識していたためとしております。

次に、11ページでございます。Kビジョン株式会社と株式会社テレビ新広島について

てでございます。本件は平成10年11月1日から平成15年10月31日の再送信同意に基づきサービスを継続していたが、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はありませんでした。なお、有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合、事前に改めて申し込みを行うことと記載されております。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成15年9月22日付で更新申込書を提出しています。平成16年及び平成17年10月も申込書を郵送しています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は同意できない旨を口頭説明及び文書送付しています。

申込書の条件等につきましては、更新拒否等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブル事業者と放送事業者の認識は一致しています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、放送事業者が同意の状況を満たすため、ケーブル事業者が地域放送事業者と協議中の認識により停止要請をしていません。なお、停止の権限等は総務省にしかないと思っていたとしております。

続きまして、12ページ、Kビジョン株式会社と広島テレビ放送株式会社についてでございます。本件は平成10年11月1日から平成15年10月31日の再送信同意に基づきサービスを継続していたが、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はありませんでした。なお、有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合、事前に改めて申し込みを行うことと記載しています。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成15年9月24日付で更新申込書を提出しています。平成16年及び平成17年10月にも申込書を郵送しています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は同意できないとしています。

申込書の条件等につきましては、更新拒否等の定めはありません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブルテレビ事業者と放送事業者

の認識は相違しています。その要因は、ケーブルテレビ事業者は放送チャンネル表を添付した再送信同意申込書を郵送したことを理由とし、放送事業者は平成19年3月以降の交渉で初めて再送信が判明したとしています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、違法状態の認識がある以上、再送信は当然停止されるものであり、自主的な判断を求めたとしています。

その他、放送事業者は、放送停止は求めているが、協議のためにいったん再送信を停止した上で話し合いを進めるよう提案していたとし、ケーブルテレビ事業者は、長年日常的に使用されてきた放送を中止することは加入者の利益を損なうことで、理解を得ることは難しく、混乱を招くので放送は中止できない旨を相手側に伝えたとしております。

続きまして13ページのKビジョン株式会社と株式会社中国放送についてでございます。本件は平成10年11月1日から平成15年10月31日の再送信同意に基づきサービスを継続していたが、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中でございます。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はありませんでした。なお、有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合、事前に改めて申し込みを行うことと記載されております。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成15年9月22日付で更新申込書を提出、平成16年及び平成17年10月に申込書を郵送しています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は平成15年9月に口頭で不同意を通知しています。また平成17年10月には文書による不同意を通知していたとしています。

申込書の条件等につきましては、更新拒否等の定めはございません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましてはケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違をしております。その要因は、ケーブルテレビ事業者は放送チャンネル表を添付した再送信同意申込書を郵送したことを理由とし、放送事業者は平成19年4月の交渉で、初めて再送信が判明したとしております。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、放送事業者は平成19年4月の協議中に再送信停止を要請したとしています。ケーブルテレビ事業者は協議中の

要請については長年視聴してきた加入者の理解が得られないことから、停止できないことを伝えていきますと申しております。

続きまして14ページ、株式会社アイ・キャンと株式会社広島ホームテレビについてでございます。本件は平成15年11月1日から平成16年10月31日の再送信同意に基づきサービスを継続していたが、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はありませんでした。なお、有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合、事前に改めて申し込みを行うことと記載されております。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成16年10月に更新申込書を郵送しています。以後、平成18年2月7日にエリア拡張に関する再送信同意申込書を提出しています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は更新申し込み、及びエリア拡張の申し込みに際し、地元局の了解をもらうよう依頼しているとしています。

申込書の条件等につきましては、更新拒否等の定めはございません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違をしております。相違の要因は、ケーブルテレビ事業者は山口県内局の承諾をもらってくるように言われ、その間は協議中とのことで再送信を継続させてもらうこととしていたことを理由として、放送事業者のほうは期限切れ以降、調査等をしていないことを理由としております。なお、ケーブルテレビ事業者のほうに記録はございません。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、放送事業者側が再送信を停止していると認識していたためとしております。

次に15ページ、株式会社アイ・キャンと株式会社テレビ新広島についてでございます。本件は平成14年8月26日から平成15年10月31日の再送信同意に基づきサービスを継続していたが、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中でございます。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はありません

でした。なお、有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合、事前に改めて申し込みを行うことと記載されております。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成15年10月に更新申込書を郵送しています。以後、平成18年2月7日にエリア拡張に関する再送信同意申込書を提出しています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は同意できない旨を口頭説明及び文書送付しています。

申込書の条件等につきましては、更新拒否等の定めはございません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は一致しております。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、放送事業者は地域放送事業者と協議中の認識により、停止要請をしておりません。なお、停止の権限等は総務省にしかないと思っていたとしております。

次に16ページ、株式会社アイ・キャンと広島テレビ放送株式会社についてでございます。本件は平成14年10月29日から平成15年10月31日の再送信同意に基づきサービスを継続していたが、期限切れとなったものでございます。

再送信中か停止中かどうかにつきましては、再送信同意期限切れ以降のエリア拡張区域を含め、再送信中です。

期限切れ後の同意書の記載内容につきましては、再送信の停止等の記載はありませんでした。なお、有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合、事前に改めて申し込みを行うことと記載されております。

更新の申し込みにつきましては、同意期限前の平成15年10月に更新申込書を郵送しております。以後、平成18年2月7日にエリア拡張に関する再送信同意申込書を提出しています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は同意できない旨、伝えたとしております。

申込書の条件等につきましては、更新拒否等の定めはございません。

同意期限切れ後の再送信の認識につきましては、ケーブルテレビ事業者と放送事業者の認識は相違しております。相違の要因は、ケーブルテレビ事業者は山口県内局の承諾をもらってくるように言われ、その間は協議中との認識であることを理由とし、放送事

業者は平成19年3月以降の交渉で、初めて再送信を認識したからとしています。

放送事業者が放送停止を求めなかった理由につきましては、違法状態の認識がある以上、再送信は当然停止されるものであり、自主的な判断を求めたとしています。なお、放送事業者は、放送停止は求めていませんが、協議のためにいったん再送信を停止した上で話し合いを進めるよう提案していたとし、ケーブルテレビ事業者は協議中の要請に対し、加入者への影響が大きく、協議中ということで放送停止することについては待ってくださいとお願いしていたとしております。

続きまして17ページ、株式会社アイ・キャンと株式会社中国放送についてでございます。本件は業務区域エリアの拡張の裁定申請であり、協議の記録は裁定申請書及び意見書に資料として添付されております。なお、既存区域の再送信同意の有効期間は平成20年10月31日まででございます。放送事業者に対しては再送信の申し込み時期、及び方法は確認していませんが、不同意通知書と申請の時期が合致し、双方の不同意通知の時期が合致していることから、双方の認識は一致しているというふうに考えます。CATV事業者が再送信の同意なく放送を開始したことを、双方が交渉で認識しています。また業務拡張区域での再送信の停止についても平成19年4月9日に停止されています。

再送信の申し込みにつきましては、最初の再送信の申し込みは平成18年2月7日に行い、以後平成19年3月、平成19年5月に再送信の申込書を提出していたとしています。

放送事業者の対応につきましては、放送事業者は平成18年4月、19年5月に文書で不同意を通知しております。同意なしの再送信につきましては、平成19年3月15日の交渉においてケーブルテレビ事業者が平成19年1月から有料サービスを開始した旨を放送事業者に説明しております。放送事業者は平成18年4月に不同意通知をしている旨、説明し、違法状態をつくった株式会社アイ・キャンの責任を指摘しております。

放送停止の関係につきましては、放送事業者は平成19年4月3日の交渉で従来の同意地区のみの再送信を要求しています。ケーブル事業者は平成19年4月9日の協議において、本日付で再送信停止を表明しているところでございます。

以上、非常に大部にわたりましたが、資料22-3の説明でございます。

○根元部会長 はい、どうもありがとうございました。3つの資料についてご説明をいただいたわけですが、1つずつご質問あったらお受けしたいと思います。



○吉本中国総合通信局放送部長　　ちょっとその前に、私のほうからちょっと一言ごあいさつしてよろしいでしょうか。

○根元部会長　　はい、お願いします。

○吉本中国総合通信局放送部長　　中国総合通信局の放送許認可を担当しております放送部長の吉本でございます。よろしく申し上げます。先生方にはこのような多数の裁定申請をお願いして、ほんとうにお手数をおかけしております。このような状況に至りました経緯について、若干背景を補足説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、有線テレビジョン放送の許可に係る再送信同意の行政上の確認手続きでございますけれども、業務開始前に有線テレビジョン放送法第12条により業務開始届の提出を受けますが、この際に添付書類として、再送信同意書をつけていただくことになっております。しかしながら同意書の更新時、あるいは業務区域であるところの同一市町村内の延伸等では確認するシステムとはなっておりませんで、これは昔の区域外再送信問題が顕在化する以前の同意書では、大抵無期限、または放送局の免許の有効期間、今は5年でございますけれども、そういった期間となっておりましたこと、それから更新を拒否するといったことも、まず考えられませんでしたので、今日のような広域の市町村合併もまだ想定されておられませんので、同意書の上でのエリアも何々市というような、大ざっぱな書き方をされていたというようなことで、確認は最初の1回限りということでやってきております。

一方、平成六、七年ごろから徐々にCATVに対する区域外再送信の放送区域内の局から非常に、経営に対する影響が懸念されるということで、同意した局への批判が非常に強まってまいりまして、ケーブルテレビに対する財政支援を行った首長さんとかが、陳情されるとか、そういったことがありますと、仕方がないということで手続に必要な1年目の同意書のみを交付して、更新は、後、あいまいにしようというような放送局側の傾向があったというふうにこれまで聞いております。

このような中で、地域の民放は地上放送のデジタル化によって仕切り直しをする機会ということでとらえまして、当中国管内はおくればせながら昨年10月と12月に、やっと地上デジタル放送が開始されまして、この再送信同意に際しまして、区域内の民放はデジタルについては区域外の再送信をやめない限り、区域内の同意書も出さないというような姿勢に出ました。

このため中国総合通信局では、間に入ってデジタル放送の開始に水を差すことをやめてほしいと、それから普及促進の立場に立って考えてほしいということで何度も要請しまして、その結果として当面デジタルの再送信は区域内のみとして、放送開始直前に、やっと決着をしました。中には同意書ではなく「回答書」という形で応ずるけれども区域外再送信の実施は当社としては遺憾ということで、表示した社もございました。

この際、アナログの区域外再送信同意の期限が切れていることについて、違法ではないかという声が放送各社から出されまして、改めて調査を行いましたところ、CATV側で18社35件の多数の期限切れが明らかになりました。このことから本年2月下旬に区域外デジタル再送信同意の協議の促進とあわせまして、アナログの期限切れについても協議をして、文書による同意書を取得するように求めてまいりました。

この結果、アナログ区域外の期限切れについて、近畿と福岡の放送局については最終的に同意書がいただけたと。ただ中国管内の局については協議にはしぶしぶ応じましたけれども、取得のめどが立たず、当局でも5月末をある程度期限ということでさせていただいた結果、最終的に11社17件についてこのような状況に至ったということでございます。

- 根元部会長 はい、ありがとうございます。今の放送部長さんに何かご質問ありましたら。
- 関根部会長代理 アンケートでは、公的には認識していないというふうに回答された民放の側、放送局の側は17件のうち非常に多いですね。ただ、多分吉本さんが直接お話をされると、でもほんとうは認識していたんだよというほうが多いんじゃないかという気がするんですけど、そここのところ、本音ではいかがでしょうか。
- 吉本中国総合通信局放送部長 感触的には知っていたとは思われますけれども、社外的な記録とか、そういう書類上のことから言えばそう言わざるを得ないというようなことを答えられていると思います。
- 関根部会長代理 ですよ。だからエビデンスは何も残っていないけれども、ほんとうは知っていたんだというのが本音じゃないかという気もするんですけど、どうでしょうね。
- 吉本中国総合通信局放送部長 ええ、多分、本音では知っていたけど、止めろと言って波及効果を避けたかったし、公式に聞かれたら、知っているのに止めなかったということも言えないと。

- 関根部会長代理　　そうですね。わかりました。
- 根元部会長　　それで、デジタル化で地域内再送信はオーケーにやっとなったという感じですね。
- 吉本中国総合通信局放送部長　　区域内がやっとなつたということでございます。
- 根元部会長　　それはやはり、放送事業者の方はデジタルは別物だという認識でいらっしゃるんですか。
- 吉本中国総合通信局放送部長　　デジタルとアナログは別物であるという認識です。
- 根元部会長　　ああそうですか。はい、わかりました。ほかに何か。質問。
- それでは今、背景ご説明いただきましたが、それを頭の中に入れていろいろ協議させていただきたいと思います。それではご説明いただいた資料の取り扱いについて、質問を含めて1つ1つチェックしていきたいと思いますが、22-1でございますが、これは要するに、混信をしているという申し立てでございますが、我々としては今の時点でどう判断すればいいんですか。これは何か意見を出すわけですか。
- 藤島地域放送課長　　今回22-1と2はある意味セットになっておりまして、1で混信が生じているから、だめじゃないかと。そうしたら2のほうで今度は有線テレビジョンのほうから受信点を変えましたと。これで以後、混信の問題は起こりませんと。これに対して再反論の機会を今度は放送元事業者のほうに、追加の意見書を提出する機会を……。
- 根元部会長　　そうするとこういうことですか。裁定の進行中であると。それがデジタルで23チャンネルが放送になった結果、混信になってしまったと。それは新たな事実として品質を悪くしているから、裁定のときにそれを考えなさいよという申し立てですね。
- 藤島地域放送課長　　そうです。
- 根元部会長　　それに対してCATV事業者はアンテナ地点を取りかえたので、テレビ業者が言っている問題はクリアされていると。だから裁定に当たってはそれを考慮しろと。
- 藤島地域放送課長　　今、来ている資料はそこまででございます。この裁定手続としては、それに対する再反論の機会を放送事業者に与え、追加の意見書をいただいた上で、今日までにまだ間に合っておりませんが、また次回にでも追加の意見書をいただ

いて、それをご審議いただければというふうに考えております。

○根元部会長 デジタル放送で2・3チャンネル使っていたら、それはやはりあけないといけないですね。再送信の原理原則として、だからあけていただくというのが前提だと思いますよね。それでそのかわりどこか別のチャンネルを使うというのは手でしょうから、周波数と場所を変えるというのはオーソドックスだと思いますね。

ただ、資料2・2-2で、画質評価が3なんですよね。これはあまりよくないんですよ。だからわざわざ品質の良くないものを再送信で広げるというのは、どうもだめなんじゃないかなと。

○野崎地域放送課技術企画官 制度上、こういうものにつきましては有線テレビジョン放送法の施行規則で定めておりまして、その中では区域内の再送信について受信空中線出力端子レベルで5・4デシベル確保すればいいという基準がございます。ただそれは区域内の再送信についてはそういう基準を置いているんですけども、区域外についてはやはりどういう画像であれ、受信するというのを優先しているのではないかと思います。区域外の再送信については基準を置いていないと。区域内については5・4デシベルという基準がありまして、その区域内の基準を照らしてみると、これはその変更後空中線出力端子レベルで5・6・3デシベルありますので、一応区域内の基準を仮に見ても、満たしているという状況でございます。

○根元部会長 私が放送業界だったら、これはうちのテレビの品質が悪くなるからと言うよね。画質3というのはよくないですよ。地域住民にとってよくないと思いますよ。普通我々見ているのは5か4じゃないですか。雨降ったような状態になり得る場合もあるわけですよね。よくならないならアンテナを少し変えろとか、少し努力したほうがいいんじゃないですかね。確かに放送的には5・4デシ？ それで画質3なんですか？

○野崎地域放送課技術企画官 画質レベルについては規定がございませんので……。

○根元部会長 画質の評価で3というのはあまりいい評価じゃないと思いますよ。少し画質の改善に向かって、検討したほうがいいんじゃないですかね。まあ、テレビ業界がどうおっしゃるかわからないけれども。私だったらそういうことで意見をいう可能性がありますね。

○関根部会長代理 明らかに3プラスから3にというのは、普通はこれ、悪くなっているわけですから……。

○野崎地域放送課技術企画官 少し悪く……。

- 関根部会長代理　　少しも改善されていないわけなので、画質劣化を助長しているような形になってしまいますから、これだとさっきの最初の22-1である、いわゆるきれいに見られないということに対する回答にはならないような気がするんですけども。
- 河内審議官　　元は3プラスだったのが、混信を受けて悪くなったんで、それで悪くなったのを苦労して場所をかえて改善したけれども、それはまだ3にとどまっていると。
- 関根部会長代理　　だったらそんなふうに書いてほしいですね。
- 吉本中国総合通信局放送部長　　すみません、現場のほうから説明させていただきますと、それまで金甲山の受信をしていた段階で3プラスで受かっていたと。それが近くで同一チャンネルのデジタル局ができたことによって、ほとんど映らない状態に、1とか2とか、そういう状態になったということで、改善をした結果、3までもってこることができたという、そういうことでございます。
- 関根部会長代理　　なるほど。だとするとこれは変更前のときと、それから障害中というのと、それと変更後の、3つの数字が欲しかったですね。そうするとわかりやすいんですけども。
- 根元部会長　　でも、今の世の中、昔ならいいですよ。テレビがやっと見られる状態で、どうやっても見たいという時代なら、今は人間がフィルターをかけてこういう絵らしいという時代じゃないじゃないと思うのですが。技術を使えばよくなる可能性はあるわけですよ。やはり今の世の中、そういう努力が必要じゃないですか。
- 根岸委員　　これは技術的に変更することは可能なわけですね。
- 根元部会長　　アンテナを多分、いいアンテナにするとかね。
- 根岸委員　　ケーブルテレビのほうが。
- 根元部会長　　ええ。そういう努力をして、少しは改善できることはあると思うんですけどもね。
- 吉本中国総合通信局放送部長　　まさに、これはとりあえず混信が発生したということで、大至急の措置でやったものでございますので、まだまだ改善の余地がございます。
- 根元部会長　　放送業界がどうおっしゃるかわかりませんが、裁定のときに視聴者には品質のいい画質で届けるというのがやはり必要条件になっていますので、そういう抜本的なところに触れないような技術レベルであるとの資料があると望ましいかなという気はしますね。一応聞いていただければいいかもしれません。これは放送、せとうちさんのほうにもあれですね、意見を聞くわけですね。

○藤島地域放送課長　はい、こういう補正申請書が出ましたということ、テレビせとうちのほうに通知いたしまして……。

○根元部会長　それでせとうちさんがどうおっしゃるかということですね。それが次回以降に出てくるのですよね。それで技術的には部会で「3というのはいかがなものですかね」という意見があったというようなことも少しお伝えいただいて、CATV事業者のほうでどう対処されるか、でいいのかなという気がしますね。それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　それでは、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

その次、資料の22-3でございますが、前回の議論で組み合わせが多岐にわたっていて、画一的になかなか把握しにくいということで、考慮すべき事項ごとにその放送事業者とCATV事業者で、表としてまとめていただけないだろうかということをお願いしまして、今日、17の組み合わせについてまとめていただいたのをご説明いただいたわけでございます。これについて何かまずご質問ございますでしょうか。そのあとこれに基づいていろいろ議論を進めていくわけですが、この資料そのものにつきましてご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。多岐にわたるといのはわかるわけですが、その記載の事項でここが不明であるとかという点をまず、お受けしたいと思います。よろしいですか。

それでこれをもとに、我々の役割である判断をしなければならないわけですが、どういう観点からどう整理していくかということになるわけです。その基本的考え方というものを資料22-4にございます。「中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する判断に当たっての基本的な考え方」ということを、先ほどの表の22-3をもとにまとめていただいております。これについてご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは資料22-4、「中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する判断に当たっての基本的な考え方（案）」という資料に基づきまして、大きな論点となります有線テレビジョン放送事業者の適格性等につきまして、先ほど22-3でご説明させていただきました事実関係の確認等を踏まえまして、基本的な考え方のたたき台を事務局のほうで作成させていただきました。これからしばらくの時間、この資料のご説明をさせていただきたいと存じます。

まず表紙をおめくりいただきまして1ページでございます。まずは裁定の判断に当たっての基本的な考え方というものを整理してみました。前回の部会でお示しした、中国

地方の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する論点等のうち、アナログ放送の同意状況についてここに事実関係を確認して、適格性を判断すべきということになっておりました。この点をまず確認させていただきたく記載したものが最初の囲み部分でございます。読み上げさせていただきます。

今回の裁定申請は、いずれも同意期限切れのもの。裁定に当たっては、同意期限切れに至った状況等を踏まえつつ、有線テレビジョン放送事業者がこれまでに講じた対策等に基づき、個々の再送信に関する「適格性」を判断することが適当か。その際、有線テレビジョン放送事業者のこれまでの対応も当然のことながら、現在や将来の認識や対応等も勘案して、個別に「適格性」を判断することが適当か。

すなわち、有線テレビジョン放送事業者が同意を得るための協議（必要に応じ地元放送事業者等との協議を含む。）を十分には行っていないか、客観的に同意が得られていないと考えられるにもかかわらず現在でも再送信を無断で継続していたりなど、放送事業者の意に明確に反して再送信を行っている場合であって、現在や将来における何ら適正化に向けた措置が講じられていない（見込みを含む。）ときは、放送番組の編集等に当たって意図されていない地域等での再送信であり、放送番組の編集意図の歪曲の恐れがないとは言えない。このため、放送事業者に無断で意図せぬ地域で再送信を行っている有線テレビジョン放送事業者について、当該放送事業者の放送番組の再送信に当たっての「適格性」に問題がないとは言えないか。

また、大分県のOCNの裁定に関する事例を踏まえ今後の社内のコンプライアンス体制の構築の有無を勘案するとともに、受信者の利益の保護の観点を総合的に勘案することは考えられるか、というふうにとりまとめさせていただきました。

具体的な判断に当たってのポイント案といたしましては、まず過去からの要素といたしましては、有線テレビジョン放送事業者は、同意の更新を適法に行おうとして、同意期限の更新に関する協議の申し込みを行ったかどうか。

有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から同意を得るための条件が提示された場合、それを満たすべく誠実に対応したか否か。

有線テレビジョン放送事業者が同意の更新に関する申し込み等を行ったにもかかわらず、放送事業者から何ら回答がなかったり、放送事業者が再送信の停止要請等を行わなかった場合には、有線テレビジョン放送事業者として同意が継続していると判断したとすることに一定の合理性が認められるケースがあるか否か、というようなことがあろう

かと思えます。

これを踏まえまして特に再送信の停止を求められた有線テレビジョン放送事業者の現在の対応として、有線テレビジョン放送事業者が、放送事業者から再送信を停止するよう明確に求められた場合であって、裁定の申請を行う時点で再送信の停止を行っているとき、有線テレビジョン放送事業者には、適正化を図ろうとするとともに、同意取得に向けて放送事業者の条件に対応しようとする意思が認められるか否かというようなことがあるかと思えます。

これらの現在までの取り組み等を踏まえまして、将来については、コンプライアンス体制等を十分に確保し、今後同様の事態が発生しないことが担保されているか等を勘案して、また受信者の利益のほうの観点から、放送事業者の放送番組の再送信がなされなくなることによって、当該放送番組と類似のものを視聴する機会が一切奪われる等、有線法の目的である「受信者の利益の保護」の観点から、考慮すべきことがあるかといったことを総合的に踏まえて、適格性等の観点からの正当な理由のありなしを考えるべきではないかという考え方の方向性（案）として掲げさせていただきました。

続きまして2ページでございます。このような基本的な認識に基づきまして、これまでの中国総合通信局の確認等を踏まえて再整理をした事実関係の表でございます。それぞれの放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の組み合わせに対しまして、両者で共通している認識は何か、両者で異なる認識について、それぞれどう主張しているかという観点からまとめたものでございます。

まずテレビ新広島とアイ・キャン及びKビジョンにつきましては両者に共通する事実認識として、期限前の更新の申し込みがある。地元同意がない限り、同意ができない旨が明示されている。有線テレビジョン放送事業者は地元同意に向けて協議中。放送事業者は再送信がされていることを認識している。その上で明示の再送信の停止要請はないとまとめました。

次に広島ホームテレビとアイ・キャン及びKビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、期限前の更新の申し込みがある。地元同意を要件とし、放送事業者は不同意を明示していない。再送信の停止要請はないと整理しております。それから放送事業者が同意期限切れ後も再送信が行われていたことを認識していたかどうかにつきまして、両者の事実認識は異なっておりますが、アイ・キャン及びKビジョンの両者の認識としては、放送事業者は再送信が行われていたことを認識していたはず。広島ホー



ムテレビの事実認識としては、同意書を発行していない以上、再送信をされているとは認識していない。そのため停止要請等を行っていないと整理しております。

次に中国放送とアイ・キャンにつきましては、両者に共通する事実認識として、不同意が文書で通知され、現在では再送信を停止している。

次に中国放送とKビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、期限前の更新の申し込みはある。2005年に不同意の文書がある。明示の再送信停止要請がある。なお、事実認識のずれというわけではありませんが、Kビジョンとしては停止要請については、長年日常的に視聴されてきた放送を中止することは加入者の利益を損なうとして、停止できない旨を主張しているという事実がございます。

次に広島テレビとアイ・キャン及びKビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、期限前の更新の申し込みがある。同意できない旨が明示されている。再送信の停止を明確には求めているものの、協議に当たってはいったん停止することを提案している。これも事実認識のずれというわけではございませんが、Kビジョン及びアイ・キャンとしては、停止要請については、長年日常的に視聴されてきた放送を中止することは加入者の利益を損なうとして、停止できない旨を主張しているということでございます。

次にテレビせとうちと三原テレビ、尾道ケーブル、東広島ケーブルメディア、山陰ケーブルビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、期限前の更新の申し込みはない。同意できない旨、明示されている。明示の再送信の停止要請はない。黙認的な発言があったかどうか等について、両者の事実認識が異なっておりますが、有線テレビジョン放送事業者側の認識といたしましては、申し込みをしたところ、再送信同意はしないが放送を止めろとは言わないと言われた。放送事業者は再送信されていることを認識していたはず。一方、テレビせとうちの認識としては、記録がない。再送信をされていると認識していないため、停止要請をしていないとなっております。

最後にテレビせとうちと日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送、出雲ケーブルビジョンにつきましては、両者に共通する事実認識として、原則期限前に更新の申し込みがある。同意できない旨が明示されている。放送事業者は再送信を認識している。明示の再送信の停止要請はないとなっております。これも黙認的な発言があったかどうか等について、両者の事実認識は異なっておりますが、有線テレビジョン放送事業者側の認識としては、申し込みをしたところ再送信同意

はしないが、放送を止めろとは言わないと言われた。一方、テレビせとうちの認識としては、記録がない。同意をしていない以上、みずからの判断で停止をするものと考えていたと主張されております。以上が2ページでございます。

次に3ページで、以上のことの個別の当てはめについて考え方のたたき台をまとめてみました。まず、中国放送とアイ・キャンにつきましては、中国放送からアイ・キャンの再送信、「アイ・キャンにおける中国放送の」と言いますか、の再送信については、再送信の停止を求められ、その指示に従い既に再送信の停止が行われていることが事実としてございます。

この点を踏まえますと、有線テレビジョン放送事業者アイ・キャンについては、現在では同意が得られないため、再送信を行っていないところであり、いわば過去の他の裁定申請と同様の状況にあると考えられる。また、一時期同意を得ずに再送信を行っていたことに対しては、今後、コンプライアンス体制を強化し、再発防止を行うとしており、適格性に問題があるとまでは言えないのではないかと。したがって、同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないのではないかと、とまとめさせていただいております。

次に4ページでございます。テレビ新広島の再送信、これはアイ・キャンとKビジョン、共通でございますけれども、テレビ新広島の再送信については、期限前の更新の申し込みがある。地元同意が得られない限り、同意できない旨が伝えられている。有線テレビジョン放送事業者は地元同意に向けて協議中である。放送事業者は再送信がされていることを認識している。その上で明示の再送信の停止要請がないという事実がございます。

この点を踏まえますと、有線テレビジョン放送事業者については、放送事業者から提示された同意に関する条件を満たすべく関係者と協議中であり、再送信の停止等まで要請されていないことから、適格性に問題があるとまでは言えないのではないかと。したがって同意をしないことにつき正当な理由があるとは言えないのではないかと、とまとめさせていただいております。

次に5ページでございます。広島ホームテレビの再送信、これもアイ・キャンとKビジョン、共通でございますが、広島ホームテレビの再送信につきましては、期限前の更新の申し込みがある。地元同意を要件とし、放送事業者は不同意を明示していない。再送信の停止要請はないという事実がございます。

この点を踏まえますと、有線テレビジョン放送事業者については、放送事業者から提

示された同意に関する条件を満たすべく、関係者と協議中であり、再送信の停止等までは要請されていないことから、適格性に問題があるとまでは言えないのではないかと。したがって同意しないことにつき正当な理由があるとは言えないのではないかと、とまとめさせていただきます。

次に6ページでございます。中国放送とKビジョンの組み合わせについてでございますが、これにつきましては期限前の更新の申し込みがある。2005年に不同意の文書が出ている。協議中に再送信の停止の要請があるという事実がございます。

これを踏まえますと、該当する有線テレビジョン放送事業者（Kビジョン）につきましては、放送事業者から不同意を明示され、また現在では再送信の停止を求められているにもかかわらず再送信を継続して行っているなど、適格性の問題をどう考えるか。一方でKビジョンは、協議において視聴者への影響から停止できない旨、中国放送に対して答えているところであるということがございます。この点につきまして受信者の利益の保護の観点等を含めた観点から、特に事務局で結論は書かせていただいておりますので、ご議論賜ればというふう存じます。

次が7ページでございます。広島テレビの再送信につきましては、期限前の更新の申し込みがある。同意できない旨が明示されている。再送信の停止を明確には求めてはいないものの、協議に当たってはいったん停止することを提案している。なお、岩国市、アイ・キャンでございますが、は、生活経済圏が広島県であり、主要部において広島テレビの直接受信が可能であるという事実がございます。

この点を踏まえますと、該当する有線テレビジョン放送事業者、アイ・キャン、Kビジョンについては、放送事業者から同意できない旨を明示され、また協議を行うに当たって再送信の停止をするよう提案されたが、裁定に至る前の協議の段階や、現在の裁定申請を行った状況において、引き続き再送信を行っているなど、適格性の問題をどう考えるか。またアイ・キャンは岩国市の生活経済圏が広島であることから、市民の広島地区民放の視聴習慣を主張しているが、その点を配慮するかというふうにとまとめさせていただきます。これも受信者の利益の保護の観点等も踏まえてご議論賜ればと存じます。

次が8ページでございます。テレビせとうちの再送信につきまして、全体をまとめさせていただきます。テレビせとうちの再送信につきましては、期限前の更新の申し込みがある。放送事業者は同意できない旨伝えてはいるものの、明示の再送信の停止

要請はないというところでございまして、テレビせとうちの再送信につきましては該当する有線テレビジョン放送事業者、三原テレビ、尾道ケーブルテレビ、東広島ケーブルメディア、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレトピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送の9社についてでございますが、同意できない旨明示されているものの、再送信の停止等はどれも要請されていない。また9社のうち鳥取中央有線放送を除く8社については、テレビせとうちから同意書は出せないが、再送信を止める必要はない旨、言われたという主張がなされているが、この点についてテレビせとうちのほうでは記録がないとしている。なお、9社のうち7社、三原、尾道、山陰、出雲、日本海、鳥取、中海につきましては内部体制の見直しを明言しているという事実がございます。

テレビせとうちの再送信の案件につきましては、有線テレビジョン放送事業者側が主張しているテレビせとうちの、同意は出せないが再送信を止める必要まではないということを実際として説明できるかが1つの重要なポイントになるかと存じます。いわば黙認的、合理的に認識できる状況があったかどうか。すなわち有線テレビジョン放送事業者が社会通念上、同意があったものと認識してしまったものと認められる状態があったかどうかというところで、適格性の判断が大きく影響されるのではないかと考えられます。このため時間を要しますが、この点につきまして引き続き中国総合通信局において事実関係を確認していただくようにすればと存じます。ここにつきましてはどのような具体的な点を確認すべきかについてご意見を賜ればと存じます。

以上、駆け足でございましたが22-4についてのご説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○根元部会長 はい、どうもありがとうございました。本日のメインの審議かと思えます。それでまず大事なのは1ページかと思えますが、裁定の判断に当たっての基本的な考え方でございます。1つ前の資料におきましてもいろいろなケースがございまして、画一的には対処できないと感じます。そうしたときに裁定に当たってここで言われている適格性というものを1つのよりどころにして、それを満足していれば裁定のルールに従って決めていくと。適格性に何か問題があったら、それをもう少し検討して適格性のところを判断して、不適格であったらどういう手当てにいくかという、そういう議論だと思えます。

1ページに関してご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。適格性、

現在や将来や、過去及び現在、将来の認識対応を勘案して個別に適格性を判断していくと。これは皆、同意が切れているわけですから、切れているという段で言ってしまうと手の打ちようがないわけで、それを過去、現在、未来ということを考えて、広く判断の材料にして適格性を議論するという考え方ですが、ご意見お願いいたします。はい、どうぞ。

○大谷委員　よろしいでしょうか。こちらのペーパーですと受信者の利益の保護という項目以外是有線テレビジョン放送事業者の過去、現在、未来の対応ということに注目して記載されていまして、こういう整理はとてもわかりやすいとは思っているんですが、そのほかにも一つ、「協議中」というステータスをどういうふうに評価するかと。つまりちょっと詳しくは忘れてしまったんですけども、現在協議中であるという認識が、これは放送局のほうの側にあったと思っておりまして、ただ協議は整わなかったという結論でこの裁定の検討を始めるに至ったわけなんですけれども、それまではやはり協議が継続していたという状態であれば、その協議中というのは、協議中にしてはちょっと長過ぎる期間ではあるんですけれども、現状が固定されるというか、再送信を提示せずに、とりあえず現状のままで今の協議を継続するという、そういうありようはあるのかなと思っていまして、協議中というステータスを判断の中に組み込むことができないだろうかというのをちょっと考えております。

それぞれの事業者の対応ということを検討するだけではなくて、いったんは同意は切れたものの、たまたまそれはその放送の免許の期間が5年間と区切られているので、それ以上の期間にわたって同意書を提出することが事実上できないとか、あるいはたまたまその書式が期限付きの書式になっていて、期限を書き込むとすればその免許の期間内というようなことで切れて、それ以降については協議の申し込みがなされて、そして相手方も同意はできないと言いながら協議は継続していたという状況を、何かその判断の基準に織り込むことができないのだろうかということですね。

もう同意が拒絶されていて、決定的に決裂していたという状態なのであれば、やはり再送信を停止しなければいけないという方向性しか確かに残っていない、違法状態というのしか残っていないとは思いますが、協議中というのとはとりあえず現状については変更を加えず、特に視聴者保護という観点からは簡単には停止ができないという状況を踏まえて判断していたということができないのかどうかと。そういう意味でも当事者の協議に臨んでいる姿勢、協議は継続していたという認識はこの裁定の申請がある

までそれぞれの当事者にあったのかどうかというところが、確認が取れば、少しは視聴者の保護という観点に重きを置いて判断ができるような気がしているんですが。ちょっと未整理で恐縮なんです。

○根元部会長 はい、協議中であれば、協議を続行してくださいということで現状維持で、土壇場でだめだといったらまた裁定ということですね。だからそうした努力中なのか、もう決裂しているのかということなんです。吉本さん、いかがですか。もう決裂しているんですか。先ほどの話だと何となく難しいですよ。

○吉本中国総合通信局放送部長 多分このまま協議を続けても結論が得られる状況ではなかったと思います。

○根元部会長 どこかに記載がありました。協議中なのに裁定に出されて遺憾であるみたいなのをどこかで見た記憶があるんですが。

○大谷委員 最初に見たんですよ。

○根元部会長 それはいかがですか。

○吉本中国総合通信局放送部長 ただ、それは遺憾と言いつつ、じゃあ、いつごろをめぐりに同意を出せるかということについては答えていただけないということで、見通しもないまま違法だと言いつつ続けている放送事業者の状態をよしとするかどうかということになってしまうかと思えます。

○関根部会長代理 ちょっとよろしいですか。今の吉本さんの回答の最後の部分なんですけれども、ここは有線テレビジョン放送事業者の対応だけで3つ書いてあります。ただ、けんか両成敗ということから考えると、ほんとうにここに民放側の対応で落ち度はなかったのかということ、私たちは吟味したほうがいいのではないかという気がします。だから電話で言っていると有線8社が言っているにもかかわらず、それはおれは知らないと言っているように、これでいいのかという対応をしている民放もあるような気がします。ほんとうにこれは適格性というのを有線だけに考えていいのでしょうか。民放の側にも適格性の問題があるんじゃないかという気がちよっとしてしまいますけれども。そのあたりはどうでしょうか。例えていえば、離婚協議をしているときに片方だけが悪いと言われているような気がするんです。ちょっと抵抗があります。

○根岸委員 別のことですが、これ一個一個、個別の事業者ごとに、これがないからこれとか言って、もう虫眼鏡で、これどうなのかなとちよっと思います。それで一つはこれまでのお話ではどうも例えば民放連とか、ケーブルテレビジョン業界とか、何か

そういうところでやっていると、自分たちはどうもあまり当事者能力がなくてとかいう話がありますよね。そうすると、たまたまこのA事業者はこうした、もうちょっと何か早くこれをやっていたらいいとか、そういうことで適格性というのは判断してしまうかなど、ちょっと難しいですよ。もし、個々の対応でこれでももちろん適格性を判断するとすると、これは公平性ということが非常に重要なので、なぜこの人はオーケーで、この人はだめかということ、かなり厳密に見ていかないといかんですよ。そこは難しいなとちょっと思いますね。それで結論がすぐあるわけじゃありません。

それからもう一つは、もし適格性に問題があると、こういうふうにしますよね。そうしてこれはもうとにかく停止しないとだめと、違法状態があるんだからやめなさいと。じゃあ、しかし将来、また申請してきたときに、これいつになったら適格性というのが、汚い、コンタミネートされたのがきれいになるかというようなことは、これはどうするかという問題もありますね。ずっと未来永劫多分だめとも言えないわけで、というようなことがありますね。

それからちょっとアトランダムに聞いていますが、視聴者の利益というのが私あまりほんとうはよくわからない。ケーブルテレビというのは、同じことを最初のほうから言っていますけれども、難視聴がまさに視聴者の利益がもろに、それはそのとおりなんです。しかしそうでないところでは、例えばその地域の視聴者というのは他の系列から同じ番組を見れるんですか。あるキー局があって、それが系列に流しますよね。内容を。このケーブルテレビはそれを見せてくれというわけですよ。

- 藤島地域放送課長 重なっているのもあるし、重なってないのもあるという状況です。
- 根岸委員 なるほど。そうすると重なっているのもあるわけなんですよ。
- 藤島地域放送課長 はい。
- 根岸委員 じゃあ、重なっているのは別に視聴者の利益じゃなくて、ケーブルテレビの営業政策の問題なので、ちょっとすべてが視聴者の利益とも言えないところもあるわけですよ。さっきの岩国の話は、これはどういうあれですかね。これは7ページですよ。個別ケースの5というのがありまして、上のほうの、なお、岩国市（アイ・キャン）は、生活圏が広島で、主要部において広島テレビの直接受信、ということはこれは要するに岩国市の住民、視聴者は直接広島テレビを受信できると、そういう意味ですよ。そうすると別にわざわざケーブルテレビを別にしなくたって視聴者の利益という観点から見れば問題はないというふうに一応言える。

○藤島地域放送課長 視聴者の利益について、今まで一応総務省のほうで考えてきておったような考え方を、別にこれで決まったわけじゃないですけども、ざっくり説明させていただきますと、先ほどの、やはり生活文化圏という、僕は岩国は土地勘がないんですけども岩国市というのは山口県だけ広島に非常に近くて、直接の受信もできる。それから岩国に住んでいる人が広島に通っているケースは非常に多いと。全国的にこういうのは非常によくありますけれども、まず佐賀県が福岡に通っているとか、尼崎の人は大阪に通っているとか、隣接しているところで、隣の県の経済圏にもう実質組み込まれていると。

そういうようなところについては基本的に、たまたま行政界がそこにあったので、県域免許もそこまですべてになっているけれども、それについては基本的にはやはり住民意識としては、隣の自分が所属していると皆の考えているところとの帰属感から、そのテレビを見たいというのも納得できることではないかと。

それから電波的に言うと、大体そういうところまでは電波が届いていることが多いので、この岩国の場合も広島の電波が直接届いているところが多いと。岩国市全域、すべての戸数ということではないかもしれませんが、届いているところが多いと。そういうところについては認めるというのが視聴者の利益ではないかと。

○根岸委員 なるほど。だからむしろそういう場合には認めるべしと。

○藤島地域放送課長 そうですね。

○根岸委員 重なってて、ほかでも見れるんだから、別にそこでしなくてもいいんじゃないかという議論ではなくて。

○藤島地域放送課長 ではなくて、仮にケーブルで見せないとする、ケーブルテレビに加入している人がその電波を見るためだけにアンテナを家に立てなきゃいけないと。

○根岸委員 そういう意味ですか。何か特別なことをしないと見えない？ 要するにアンテナを立てるとか何かしないとそういう民放は見れない？

○藤島地域放送課長 初めから新築の家でケーブルテレビに加入している人は、屋根にアンテナ立てませんので、そういう人にこういう電波を見るためだけにアンテナを立てさせるのはおかしいんじゃないかと。

○根岸委員 はい、なるほど、わかりました。そうするとそういう場合にはケーブルテレビでそれが受信できることが視聴者の利益であると。

○藤島地域放送課長 アンテナでも見られるものをケーブルで見せないというのには逆



に理由がないのではないかと。

○根元部会長　あと、1つ教えてほしいんですが、放送事業者の不同意であることですが。不同意の原因というのは明確なんですか。不同意であるということは伝えていて、なぜ不同意であるかという、不同意の理由というのは。

○藤島地域放送課長　明確でないものが多いという。

○根元部会長　大分の例を言いますと、放送業界は不同意である。その理由、根拠はあって、それが既存の理解で視聴者ベースから見ていいか悪いかの判断の1つの材料にしたわけですよ。ところが今回は不同意だと言われていて、その不同意がレベルがわからないので、ちょっと困るなと思ってるのですが。だから例えば地元放送局の許可がなければだめだとか、コマーシャル問題とか。大分でいろいろお聞きしたような条件以外に不同意のものがあれば、ということも1つ必要かなと聞いていて思ったんですが。

○関根部会長代理　今のかかわります。不同意イコール停止要求であるというふうに、いわゆる行政側で考えていらしたかどうかですよ。ここの中で幾つもの同意はしないけど放送を止めるとまでは言わないというのがあちこちに出てくるんですよ。ですからほんとうにこれ、不同意イコール停止要求だったのかどうかですよ。そこがどうもはっきりしないために、問題が大きくなっている気がするんですけども。総務省としてはどうなんですかね。

○藤島地域放送課長　まず、有線テレビジョン放送法の中身から見ますと、有線テレビジョン放送法は「再送信をするときには同意を得なければならない」とだけ書いてあって、その同意をどういうときに与える必要があるとかないかということ、実は一切規定がございません。それで裁定の場に来たら、裁定では「正当な理由がない限り、同意するものとする裁定をする」と書いてますけれども、一番最初の同意、不同意のところには、いけば放送事業者が自由に同意ができるかのような規定ぶりになっているというのがまずございます。

先ほどポケモン事件の話がされていましたが、特にやはりテレビ東京系、今回テレビせとうちですけども、ここについてはやはりポケモン事件があったので、要するにテレビ東京としての放送対象地域外、はっきりキー局が認めている放送対象地域外については、責任が持てないと。責任が持てないものについては同意を与えるべきではないというふうにキー局から言われていると。だから同意はできないんだという説明はされているというところがまず、あります。

それからテレビせとうち以外のところにつきましては、今日の放送事業者からの言い分にもありましたけれども、結局地元の了解を取ってくださいと。地元の了解が取れない限りは同意は与えられませんよと。福岡や大分のときにもさんざんありましたけれども、それで結局地元の同意が得られないというところで、三すくみのような状態で、同意が取れないままというのが、結局今回の広島や山口や鳥取あたりについても同様の構造ということが言えようかと思えます。

何と言うか、前回大分ケースでやった理由と根本的に異なるところというのは特段あるわけじゃないというところですよ。

- 吉本中国総合通信局放送部長　まずこの問題が片づかないと、今度はデジタルの再送信を協議をするときに、やはりアナログは不法と言われて、それで終わりになってしまうと。アナログも同意していないと。それをあなた方は勝手にやっているんでしょうと。そうするとデジタルの協議自体ができなくなってしまうと。
- 根元部会長　きれいに同意してもらっている、法的にきれいにやっているから、デジタルも大分と同じような環境に設定したいと。
- 吉本中国総合通信局放送部長　はい、そういうことでございます。
- 関根部会長代理　そうすると、中国放送局としてはやはりここでは大臣裁定として、できれば同意してほしいということで進めてもらわないと、次のデジタルのほうも進まないことになりますよね。
- 吉本中国総合通信局放送部長　ケーブルテレビ事業者、あるいは視聴者がそのままの状態、利益を望むためには、できれば今までどおりの放送を視聴できるようにということはずっと望んでおります。
- 関根部会長代理　そうですね。
- 根元部会長　あと、最初の大谷先生からの質問で、協議中といたしますか、それを放送業界がやっているんだけど、エンドレスの協議中でずっとやっているよと。
- 根元部会長　ずっとやっているというところが1つの落としどころですが。それはもうだめだというわけね。
- 吉本中国総合通信局放送部長　デジタル放送のテレビが普及してきた中で、逆に例えばアンテナを上げて九州のデジタルが受けられるとか、あるいは岩国ですと広島のデジタルが受けられるとか、そういう場所では逆にケーブルに加入していることによってデジタルテレビを買ったけれども広島のデジタルは受けられないと。ですからそういった

加入者が抜けていくことを考えると、アナログを早く合法的なものにしてデジタルの協議をしないと、加入者が抜けていくということでケーブルテレビ事業者にしてみれば少しでも早く、いち早く協議を進めたいということで。

- 根元部会長　なるほど。アナログはアナログじゃなく将来のデジタルに対する環境整備なんですね。そのために今やっておかなければならないということらしいですね。
- 関根部会長代理　そこでお客さんの取り合いをしているわけですね。
- 根元部会長　でもアナログはなくなるんだからね。並行で残るならまだしも、なくなるんですから、それも大分と同じ状況で。はい、あと何かご意見、根岸先生のお話だと画一的にやったほうが良いとのことですけど。それに対して何かいい知恵があったらお願いします。冒頭申し上げた、今日とても終わりそうもないことになっているのはこういう状況なものですから、あと時間をかけていろいろ調べたり、先生方のご意見を入れながら進めていきたいと思うので、何なりとご意見をいただければと思います。
- 根岸委員　大谷さんがおっしゃった、協議中というのは、これ全部のあれがみんな協議中なんですかね。一応、協議中。
- 大谷委員　はい、私は全部協議中だと思っていて、協議中であれば現状維持やむなしとか、同意が得られるまで、とりあえず協議の申し込みだけはすべての事業者がやられているので、それに対する民放は同意しないって言ってさえいけば、いつまでも協議を引き延ばせる状態ですよ。その間、再送信の停止が必要かどうかということについては、態度がはっきりしていないという状態だったとすれば、その間、再送信を停止していなかったとしても、必ずしも違法性があると認定すべきことではないんじゃないかと。違法性がある疑いはあるかもしれないけど、形式的には。
- 根岸委員　これ、何か期限切れ、拡張指定というのがありますよね。
- 大谷委員　エリア拡張は確かに、それはだめな感じがしますね。
- 根岸委員　拡張というのはちょっと若干あれですね。今までのやつを協議しているのとちょっと違うところがありますよね。
- 大谷委員　そうですね。
- 根岸委員　そこがちょっと違うんですけど、私もぼっさり、これを一個一個じゃなくて全部でやれというようなのも、ちょっと若干乱暴と思いますので、それは渡りに船で、みんな協議中であると。したがってそういう状況であるから、一個一個じゃなくて、協議中という点で同じなので、だから一緒にというような、私の結論と結びつきやすいと

いうか、やはり同意が必要と言っているわけだから、何かそのところで全く、「同意は無意味だ」というふうにはちょっと言えない。どうせ裁定を申請したら認められるに決まっているから、したがって同意を得なくていいんだというようには我々としては言えない。やはりそういう手続を踏まれているわけだから、それなりに、やはり全く無視したやつを「結構です」とはちょっと、いくら片や民放連、片やあれでやっていますと、だから個別の問題ではありませんとあって、それではやはり難しいところがありますので、結論的には私はそういうふうに思いますけれども、でも理由としてやはり手続も大事だから、手続が急だというのを何か使うということはあると思うんですけどね。

○大谷委員　そうですね。それは何か、せつかくというか、実際に法律の条文中にもある考え方なので、それはやはり何か評価の材料に使わなければいけないのではないかなというのと、あと全く違ったアプローチで、違法状態を認めた上で、何か既にもう社会的制裁は受けていて、今後もちろんとしていくんだからというアプローチもあるかなと思ったんですけど、電波をやはり止めない限り社会的制裁というか、視聴者に多分謝罪の広告を出されたりやると、一応社会的な制裁を受けたということになったりするんでしょうけれども、そうすると視聴者への影響というのも多分ばかにならない。実際にどれくらいの影響があるかというのは地域によっても相当事情が違うとは思いますが、多分そちらのほうのアプローチでいくと、一律の判断は難しいと思うので、であればやはり協議中ということ何かうまく説明ができないのかなということですね。それに当たって、ケーブルテレビ事業者のほうが毎年紙を送るとかというような誠実な対応を継続したと言える材料をできるだけ積み上げていくことができないんだろうかということですね。

○根元部会長　協議中だということで、結論として協議しなさいというふうに戻すわけですか。

○大谷委員　いや、そうではなくて……。協議中だったのでその時点で電波を停止しているとか、再送信の停止をしていなかったことそのものが違法ではないと。

○根元部会長　違法でないという条件を確保してから、その中身について審議した結果……。

○大谷委員　ただし協議はもうこれ以上は進まないという判断で裁定で決着をつけるという。

○根元部会長　なるほど。協議中であり合法だと、…。

- 大谷委員　　合法と言っちゃ変ですけど。
- 根元部会長　　合法というか、まあ、そうすると大分と同じような議論でここでできるというわけですね。
- 大谷委員　　だから違法でないと言ってしまうのも変ではあるので。そこはやはりここに書かれている、有線テレビジョン放送事業者の対応というのをきめ細かに分析した結果も示してというほうがもちろんいいと思っているんですけども。ただこれだけだとあまり何かどうなのかなということですね、今後の。
- 根岸委員　　これは事務局案として出していただいたものでは、答えが難しいですねと書かれているわけですが、3までは問題がない、正当な理由があるところ言っているわけですから、4、5とかいうのはちょっと適格性という点でどうなんでしょうかねと、そういう感じですよ。そこでそういう個別の対応をここで細かくここで区別ができるかということですね。で、それが、区別をすることが合理的かという問題ですね。まあちょっとわかりませんが、率直に言って多分お互いにルーズでやってきたんでしょね、おそらくね。それでも当然そういうものだと思ってやってきたものを今回新たに掘り出して、根掘り葉掘り言って、いや、認識していませんでしたとかいうことを言って、違法だとかいうふうに言うわけなんで、ちょっとこれを区別して、こちらはいいがこちらはだめというのは、何か非常にその合理性を見つけ出すのには何か難しそうに見えますね。
- しかし、だからといってやはり同意は必要なわけで、それは全く要らないとか、そんなことはもちろん言えないわけで、やはり手続はしっかり踏んでいただかなきゃいけないと。で、要するに手続中であつたというわけですよ。そこで何とか、こういう法制度のもとでは協議というものを想定したり、あるいは重要視して、それが途中であつたと。そこは微妙な表現にならざるを得ないですが。
- 根元部会長　　何か、その論理でいくと一番何となく取り扱いにくいのは、明らかに同意できないと明示しているところがあるんですよ、二、三カ所。そこをどう、もう協議中じゃなくて嫌だよと言ってしまってやっているの、そこを協議中というふうに解釈はしにくくなるような気がするんですが。ほかは何となく協議中として解釈でき得ると。そのもとに基づいて議論を展開できるけど、2カ所ぐらいあるですか、明確に不同意、文書まで渡したという。
- 藤島地域放送課長　　そうです。文書不同意が。

- 根元部会長　　文書渡しちゃったら、協議のプロセスは終わっているんですよ。
- 関根部会長代理　　そこですね。文書で出されているところもあるので、ここは協議は停止しているというふうにみなすことになってしまいますよね。
- 根岸委員　　協議の中止の後、直ちに裁定を申し込めばよかったんですよ。
- 根元部会長　　そうなんです。時間がかかり過ぎたんですよ。
- 関根部会長代理　　そうです。だからこれは、総務省に対しての問題提起になってしまうのですが、不同意の明示がそのまま再送信の停止にイコールではないというところは、言ってみればさっきの有線テレビジョン放送法の欠陥ですよ。だからそれは総務省が悪かったんだと腹をくくってしまって、ごめんなさいと宣言し、でもやはりこれはユーザーのことを第一に考えて同意してくださいというふうに大臣が立場を明確にするべきかもしれないと思います。だって、何をすべきなのか、ケーブル側にはわからないじゃないですか。民放の側はこれは一応不同意だよと言っているけど、その意図することが具体的にわからないんだから、それはケーブルの側からすると違法状態とは言えないわけですよ。実際に具体的に何をすべきかということがどこにも明示されていない限り、これを適格性の問題として扱うのが正しいかどうか、抵抗があります。
- 藤島地域放送課長　　法律的に言うと同意を得なければ再送信をしてはならないと書いてあるわけですけども。
- 関根部会長代理　　書いてはあるんですよ。でも止めるとは言っていないと。
- 藤島地域放送課長　　はい、でもやはり明確に不同意であれば、やはりほんとうに受信者の迷惑に顧みずやはり一度は再送信を止めないといけないというのが法律を照らしたときの……。
- 根岸委員　　そう。そしてそういうところもあったんですよ。
- 藤島地域放送課長　　はい。
- 根岸委員　　そういうところもあったので、それは不公平さというのも問題はもちろんあるんですけどもね。
- 大谷委員　　中国放送だけです。不同意の文書を出しているのは。
- 根岸委員　　どこでしたっけ。
- 関根部会長代理　　Kビジョンと中国放送。これだけです。たしか。
- 大谷委員　　中国放送が出しているんですよ。
- 関根部会長代理　　このところの「明示」と書いてあるのは、基本的に電話か口頭で

すよね。たしかそうですね。文書は1個だと思ったんですが。

○根岸委員　これだけ見ると、何か協議中で、中国放送対Kビジョンの、これが一番あれなんですよ。不同意の文書があって、協議中に再送信停止要請があったと。この事実でもって、これでもやはり適格性に問題ないというふうにどう言えるかという。ほかには停止は求めているとか。何か明確に停止を求めているはいないですよね。中国放送対Kビジョン。これがちょっと、これをどうするかという。

○根元部会長　ほんとうに協議中だということで拡大解釈して話を進められないのは1つだけですかね。不同意の文書。中国、Kビジョンですね。

○根岸委員　そう。中国のほうはもう一方はもうやめているんですね。

○根元部会長　一方はやめているんです。

○大谷委員　エリア拡張か何かですからね。多分すぐにやめればやめられる。

○関根部会長代理　ただ、ここも13ページをよく読むと、やはりこれは協議中の発言と理解して停止しなかったという回答が出ているんです。

○大谷委員　それはそうなんですよ。

○関根部会長代理　ここは、だから協議中ということになると、まだ続いているとみなされますよね。

○根岸委員　協議といたって、それは何年続いているとか、そういう問題がもちろんありますよね。

○関根部会長代理　でも1年ごとに送っているんですよね。16年、17年って。

○根岸委員　もちろんこれ、だめだといって、今度ちょっとたって何かコンプライアンス体制をチェックしました。したがって提出しました。

○根元部会長　多分するでしょう。

○根岸委員　そうするとそれは多分難しいけれども認めるということになるでしょうね。

○根岸委員　だからそういう方法も、その期間をどうするかというのは難しい問題ですが。

○根元部会長　期間はCATV事業者会社の思惑がありますよね。どれだけ早くやれるかどうか。後ろにはデジタル化を控えているので、その環境整備が必要だからお互いどこかで決着をつけたいわけですよね。国としてもそこは整理しておかないと。デジタル化になったときにあちこちで問題が出るから、1つのプロトタイプとしても対応しなきゃいけないのは事実だと思うんですけどね。

それから放送事業者の、関根先生、何と言いましたっけ。放送事業者のほうも何かいろいろ調べなきゃいけない……。

- 関根部会長代理 放送事業者の適格性？
- 根元部会長 適格性というか、対応の仕方。
- 関根部会長代理 対応に問題はなかったのか。いや、でもこれ、調べていくとものごく細かくなるかも。
- 根元部会長 調べても問題ありませんと言うことにはないですか。
- 関根部会長代理 見た目上はそうでしょうね、きっと。私は悪いことはしていませんと言うんですよね。
- 根元部会長 でしょうね。誠意を持って対応しましたと言われれば。だからやはり時間をかけ過ぎたんですよ。
- 関根部会長代理 そう。というか、なあなあでやっていたんですよね。
- 根元部会長 だから裁定なんていうのはどっちかという紳士協定ですからね、ある意味では。そこをやはり守っていただかないと意味を成さなくなるから。  
じゃあ、もう時間も迫ってますが、考え方としては例えば3ページとか、3ページの個別ケースの1とか2とか3とかというのは、協議中を含めてまとめやすいところにあると、環境であると。ただ特に4ですね、4と5については、4と5と6の一部、適格性プラス協議中プラス放送事業者の対応等を……。
- 根岸委員 視聴者の利益。
- 根元部会長 視聴者の利益、それをもう一回、表にしてもらおうというのは可能ですかね。
- 藤島地域放送課長 わかりました。その方向で次回……。
- 根元部会長 それをやっていただいて、資料をつくっていただいた時点、次の部会を開く前に先生方に見ていただいて、それであと吉本さんにも送っていただいて、現場も少し見ていただいて。結局デジタル化が控えているという大きな問題がありますから、地元のプラスも、地元の意見というのも大きいと思うんで、それを見ていただいて、その資料をもとにももう一回議論せざるを得ませんね。今日の段階でもう少しくリアにできるかなと思ったんですが。よろしいですか。
- 藤島地域放送課長 はい。お願いします。
- 根元部会長 ここは慎重に対応したほうがよろしいかと思しますので、よろしいです



か。それで今日、貴重なご意見、たくさんいただきました。それでお帰りいただいて、また資料をごらんいただいて、こういう観点もあるとかいうお話でしたら恐縮でございますが事務局にご連絡いただいて、事務局で適時判断いただいてご検討いただくということにさせてもらってよろしいでしょうか。

○根元部会長 長時間にわたり、どうもありがとうございました。それでは先ほどお願いしたシナリオで進めていただきたいと思います。

それでは以上で本日の会議を終了させていただきたいと思いますが、次回の日程は10月中旬、来月の半ばごろまで間に合いますか。今日申し上げた仕事。

○藤島地域放送課長 はい、やらせていただきます。

○根元部会長 大丈夫ですか。それをめどに開催させていただくというふうにさせていただきます。

それで日程が確定になり次第、ご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。今後ともよろしくどうぞお願いします。今日はありがとうございました。

○藤島地域放送課長 あと、先生、お時間が過ぎているんですが、もう、ごくかいつまんで1枚資料をつけさせていただいておりますけれども、大分裁定でいただきました、なお書きのところがございます。検証する、その検証のための研究会というのを何とか準備にこぎつけました。もう、きのう記者発表してしましまして、ちょっと順序が逆になって申しわけございませんでした。有線放送による放送の再送信に関する研究会という、もうそのものずばりの名前をつけまして、検討内容といたしましては有線放送再送信に関する現状把握と課題の整理と、今後の方策の検討をしていただくものと。

それから第1回を10月5日の金曜日、来週の金曜日に第1回会合、それで今年度中をめどに一定の結論を出していただくということで、研究会の委員の先生方につきましては2枚目別紙の先生方に今、お願いしているところがございます。当有線放送部会ではどうしても現行法に縛られているところがございましたので、いろいろと貴重なご意見をいただきながら十分反映できなかったところがございますので、こちらの研究会の場ではほんとうにゼロベースで、いろいろと再送信の問題を考えていただいて、今後のあるべき方向というのを見出していただきたいと思いますと考えているところがございます。

また、この研究会の内容等につきましては随時この有線放送部会でもご報告をさせていただきます。予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 閉 会

○根元部会長　はい、どうもありがとうございます。この部会から申し上げたことが、1つ研究会として実現できているわけですからありがたいですね。この研究会で問題点をクリアにさせていただければと思います。

どうもありがとうございました。今日はここにて終了します。